

第10次徳島県卸売市場整備計画（案）

平成28年 月

徳島県

目次

第1 目標年度

第2 卸売市場の適正な配置の方針

- 1 生鮮食料品等の流通事情
 - (1) 需要の現状とその見通し
 - (2) 供給の現状とその見通し
 - (3) 卸売市場流通量等の現状とその見通し
- 2 品目別流通圏の設定
 - (1) 青果物
 - (2) 水産物
 - (3) 花き
- 3 卸売市場の配置計画

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

- 1 立地に関する事項
- 2 施設の種類に関する事項
- 3 施設の規模に関する事項
- 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

- 1 取引の合理化に関する事項
- 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
- 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

- 1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項
- 2 卸売業者
- 3 仲卸業者

第6 その他

- 1 情報化の推進
- 2 魅力ある職場づくり
- 3 関連業者の体質改善及び経営の活性化
- 4 災害時の体制
- 5 地域との関わり
- 6 情報の公開

基本方針

卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られる。

さらに、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

このように、卸売市場を取り巻く情勢は大きく変化していることから、今後、それぞれの多様性を踏まえた経営戦略的な視点を持って、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、産地との連携及び消費者や実需者の川下ニーズへの対応の強化を図り、その期待に応えていくことが必要である。特に、取扱物品の付加価値向上等の観点からも、低温（定温）管理や多温度帯管理等を通じたコールドチェーンの確立を含め、生産者・実需者から求められる品質管理が徹底された物流システムを構築する必要がある。

このため、平成32年度を目標年度とする「第10次卸売市場整備計画」を樹立し、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場の有する目利き、コーディネート力等を一層発揮し、川上・川下をつなぐ架け橋として、その求められる機能・役割を強化・高度化していくこととする。

1 中央卸売市場

中央卸売市場整備計画の推進を通じて、売り場及びその付帯施設等を整備充実し、省力化、効率化を図り、県下の流通拠点となる総合市場として整備する。

2 地方卸売市場

地域の消費生活や小売形態に対応した流通システムの整備を図るため、既存施設の充実を中心とした整備を行い、各地域の実情に応じた統合を図り、効率的集荷、公平かつ安定的な価格形成機能を持つ卸売市場整備を進める。

第1 目標年度

平成25年度を基準年度とし、平成32年度を目標年度として卸売市場整備計画を策定する。

第2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状とその見通し

① 人口

本県における人口は昭和25年には878,511人を数えていたが、高度経済成長下の人口流出により、昭和49年には790,435人まで減少した後、微増に転じた。

しかし、近年の少子化傾向の定着と高齢化の進行、転入者を転出者が上回る社会減に伴って人口の減少が続いており、本県人口は平成25年の774,793人から目標年度の平成32年度には722,519人に減少すると見込まれる。(第1表)

第1表 徳島県人口推計

(単位：人、%)

		H20		H25		H27		H32	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
中央 地域	徳島市	266,370	33.3%	263,389	34.0%	261,884	34.3%	250,772	34.7%
	その他	328,728	41.1	320,705	41.4	316,132	41.4	301,830	41.8
	合計	595,098	74.5	584,094	75.4	578,016	75.8	552,602	76.5
	県南地域	111,760	14.0	105,943	13.7	103,241	13.5	96,534	13.4
	県西地域	92,331	11.6	84,756	10.9	81,577	10.7	73,383	10.2
	合計	799,189	100.0	774,793	100.0	762,834	100.0	722,519	100.0

(備考) 県中央地域：徳島市、鳴門市、小松島市、板野郡、阿波市、吉野川市、名東郡、名西郡、勝浦郡

県南地域：阿南市、那賀町、海部郡

県西地域：美馬市、美馬郡、三好市、三好郡

(資料) 平成20年：県統計調査課「徳島県人口移動調査」

平成25年：県統計調査課「徳島県人口移動調査」

平成27年：県統計調査課「徳島県人口移動調査」

平成32年：国立社会保障・人口問題研究所推計

一方、近年の観光客数は県内客・県外客ともに増加しており、特に外国人宿泊客の伸び率が大きくなっている。しかし、平成25年では日本人の県外観光客のうち宿泊客は11.3%しかおらず、宿泊客の獲得が課題となっている。(第2表)

第2表 徳島県観光客実績

(単位：千人)

		実績				実績伸び率(%)	
		H22	H23	H24	H25	H25/H22	
日本人	県内	宿泊	116	193	79	124	107
		日帰り	2,228	1,829	3,191	3,191	143
	県外	宿泊	648	679	675	675	104
		日帰り	4,868	5,237	5,286	5,286	109
外国人	宿泊	6	5	11	11	183	
	日帰り	—	23	17	17	—	

(資料) 全国観光入込客統計

共通基準ができた平成22年度以降の数値

② 所得及び消費

県民1人あたりの所得は、平成21年度以降は平成25年度を除き、270万円前後で推移した。同時期の全国の所得も270万円前後で推移しており、本県とほぼ同程度の金額となっている。(第3表)

第3表 県民1人当たり所得の推移

(単位：千円、%)

区 分	実 数		対前年増加率		比率 本県/全国
	本県	全国	本県	全国	
平成21年	2,594	2,690	0.6	△3.0	96.4
平成22年	2,755	2,755	6.2	2.4	100.0
平成23年	2,747	2,733	△0.3	△0.8	100.5
平成24年	2,727	2,754	△0.7	0.8	99.0
平成25年	2,878	2,854	5.5	3.3	101.2
平成25年/平成21年	111	106	—	—	—

(資料) 県統計調査課「県民経済計算年報」

本県における家計の消費支出に占める食料費の割合は、平成16～20年度は20～21%で推移していたが、平成21年度以降は22～24%で推移している。全国の割合は25～26%で推移しており、本県より2ポイント程高くなっている。

(第4表)

第4表 家計の消費構造 (1世帯あたり)

(単位：%)

	本 県					全 国				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
家計消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食 料	23.8	23.7	23.2	24.2	24.9	25.7	25.5	25.8	25.9	25.9
住 居	8.5	8.4	11.7	8.4	6.5	7.3	7.5	7.9	7.7	7.7
光 熱 水 道	6.5	7.1	7.5	7.3	7.9	7.3	7.4	7.6	7.8	7.9
家具家事用品	3.5	3.2	3.1	3.4	3.8	3.5	3.5	3.6	3.6	3.6
被服・履物	4.2	4.1	4.4	5.2	5.4	4.4	4.2	4.3	4.2	4.2
保 健 医 療	4.7	4.2	4.2	3.8	4.3	4.3	4.3	4.4	4.5	4.4
交通・通信	12.8	14.1	13.7	14.4	11.2	13.0	13.3	12.8	13.7	14.0
教 育	3.0	3.1	2.1	3.3	3.2	3.6	3.3	3.3	3.3	3.2
教養・娯楽	11.4	10.9	11.2	10.2	9.8	11.7	11.9	11.2	10.8	10.8
そ の 他	21.7	21.1	18.7	19.8	23.1	19.2	19.1	19.2	18.6	18.4

(資料) 総務省統計局「家計調査年報」

本県における1世帯あたりの年間消費支出は、平成23年度を除き、近年は約280万円前後で推移している。消費支出に占める割合では、生鮮野菜の支出額が増加し、切り花に支出する額が激減している。(第5表)

第5表 年間支出金額(1世帯当たり)

(単位:円、%)

	区分	消費支出	食料	生鮮野菜				生鮮魚介	果物	切花
				計	だいこん	きゃべつ	はくさい			
H21	全国	3,044,643	782,693	52,014	1,417	2,020	934	40,751	31,518	9,722
	徳島市	2,788,931	663,992	38,148	1,103	1,540	1,005	31,124	32,505	7,241
H22	全国	3,027,938	772,546	53,922	1,481	2,188	1,039	38,645	31,529	9,733
	徳島市	2,891,757	684,204	45,949	1,156	1,873	1,187	32,501	28,410	8,869
H23	全国	2,966,673	766,320	52,778	1,426	2,017	991	36,673	31,104	8,933
	徳島市	2,593,670	601,692	40,584	1,142	1,708	854	24,042	26,640	6,798
H24	全国	2,971,816	768,690	52,716	1,411	2,070	949	35,975	31,816	9,071
	徳島市	2,843,071	687,215	44,871	1,132	1,583	1,004	30,522	29,412	6,925
H25	全国	3,018,910	780,450	54,446	1,519	2,253	1,086	36,430	31,663	9,159
	徳島市	2,800,550	697,454	46,482	1,327	2,262	1,185	29,236	31,248	4,821
H25/ H21	全国	99	100	105	107	112	116	89	100	94
	徳島市	100	105	122	120	120	118	94	96	67

(資料) 総務省統計局「家計調査年報」

③ 見通し

近年の消費動向は、穀物、野菜はほぼ横ばい傾向が続き、果実、水産物は減少傾向となっている。高齢化が進み一人当たりの食料需要量全体が減少に転じるなかで、野菜、果実、水産物の一人当たりの需要量は各種施策の効果が現れることを考慮しても、横ばいに推移するものと予想される。(第6表・7表)

第6表 主要品目の消費動向

(単位:kg/人・年)

	品目名	H21	H22	H23	H24	H25	H25/H21
摂取を増加 維持すべき 品目	米	58.3	59.5	57.8	56.3	56.9	98
	小麦	31.7	32.7	32.8	32.9	32.7	103
	大豆	6.4	6.3	6.2	6.1	6.1	95
	野菜	90.5	88.1	90.9	93.5	92.3	102
	果実	38.8	36.6	37.1	38.3	36.7	95
	牛乳及び乳製品	84.5	86.4	88.6	89.5	89.0	105
	魚介類	30.0	29.4	28.5	28.9	27.4	91
摂取を抑制 すべき品目	肉類	28.6	29.1	29.5	30.0	30.1	105
	鶏卵	16.5	16.6	16.7	16.7	16.8	102
	油脂類	13.1	13.5	13.5	13.6	13.6	104

(資料) 農林水産省「食料需給表」

(2) 供給の現状とその見通し

(全体の概要)

農林水産業が主要な産業である本県では、生産から販売に至る総合的な「とくしまブランド戦略」を展開しており、供給力の向上と付加価値の高い農業生産を目標に掲げ、青果物の大半を京阪神地域に供給している。

本県青果物生産の特徴は、温暖な気象条件を活かし、秋冬期を中心に多品目少量生産が行われているものの、食のニーズの多様化から県民に供給される青果物のかなりの部分を他県に依存している。

一方、生産者が自ら生産した青果物や花き等を直接販売する直売所の取組が進み、「地産地消」を促進する動きが見られる。

(野菜)

平成25年度において総需要量の80,403tの約2.4倍にあたる、194,963tを生産している。このうち販売量は181,315t（生産量の93%）で、県内市場へは29,816t（販売量の16.4%）が供給されている。

(果実)

平成25年度において総需要量38,218tの約96%にあたる、36,639tを生産している。本県でほとんど生産が見られないリンゴやバナナ等の果実は、県外から移入される状況が今後も続くと考えられる。

(水産物)

平成25年度において総需要量38,370tの約83.8%にあたる、32,145tの水揚げとなっているものの、消費者ニーズの多様化等により県内市場に入荷される水産物は、外国産も含め多種多様となっており、市場流通量の67.2%が県外から供給されている。今後もこの傾向は継続するものと考えられる。

(花き)

平成25年において総需要量46,467千本の82.9%にあたる38,512千本が生産されているが、花きの需要品目は多岐にわたり、県内市場に入荷される花きは、本県で栽培されていない品目を中心に輸入も含めて県外から相当量の移入が見込まれる。

第7表 種類別需要の現状と見通し

項目	種別 年度	野菜			果実		
		H25	H32	H32/H25	H25	H32	H32/H25
人口(千人)		775	723	95	775	723	95
1人あたり需要量(粗食料kg)		105.4	※109.2	104	50.1	※50.1	100
総需要量(t・千本)		81,663	※78,899	97	38,817	※36,198	93

項目	種別 年度	水産物			花き		
		H25	H32	H32/H25	H25	H32	H32/H25
人口(千人)		775	723	95	763	723	95
1人あたり需要量(粗食料kg)		50.3	※47.0	93	60.9	※60.9	100
総需要量(t・千本)		38,972	※33,958	87	47,185	※44,001	93

(資料) もうかるブランド推進課調べ

- ・※印の数値はもうかるブランド推進課推計
- ・野菜・果実・水産物の平成32年総需要量は、1人あたり需要量が過去5年間と同様に推移すると仮定し、食料需給表の粗食料(1人1年あたり)に人口を乗じて推計した。
- ・花きの総需要量は、全国生産量に輸入量を加算して算出した。
- ・花きの総需要量には、切花・鉢物・花壇用苗物・花木・球根が含まれる。
- ・花きの平成32年度総需要量は、1人あたり需要量を現状維持と仮定し、人口を乗じて推計した。

①野菜

(イ) 現状

県内における野菜の栽培面積は、農地の減少、担い手の高齢化に伴う労働力の低下等の影響により減少傾向であり、生産量は天候等の影響により品目毎に増減があるものの、全体としては減少傾向である。主な野菜生産地は吉野川下流域で、平成25年の野菜指定産地17産地のうち、秋冬だいこん、春夏にんじん、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、春レタス、冬レタス等8産地がこの地域に集中している。(第8表)

第8表 県内主要野菜の生産量の推移

(単位：トン、%)

年次	品目				
	きゅうり	だいこん	にんじん	ほうれんそう	ねぎ
H21	7,730	35,400	53,500	6,710	3,290
H22	7,400	35,300	51,000	6,840	3,180
H23	7,410	31,800	52,900	6,500	3,010
H24	7,160	28,200	48,400	6,440	3,150
H25	7,420	28,400	52,700	6,110	3,420
H25/H21	96	80	99	91	104
年次	キャベツ	れんこん	かんしょ	県内野菜総生産量	
H21	6,140	8,500	31,700	209,122	
H22	6,300	7,600	26,700	196,489	
H23	6,840	7,100	25,100	191,866	
H24	6,840	7,380	27,300	186,912	
H25	6,880	8,040	27,800	194,963	
H25/H21	112	95	88	93	

(資料) もうかるブランド推進課調べ

平成25年度における本県産野菜の主な仕向先は、販売量181,315tのうち京阪神を主体とした県外市場へ151,500t（83.6%）、県内市場へ29,816t（16.4%）となっている。

一方、県外産地から県内に供給される比率も高く、例えば、徳島市中央卸売市場の取扱量のうち47.6%にあたる28,261tが移入されている。県外から供給される主な野菜は、洋にんじん、たまねぎ、キャベツ、ばれいしょ、はくさい等で、主な移入先は北海道などである。なお、海外からの輸入物も多い。

（第9表・10表）

第9表 野菜仕向先別販売数量の推移

（単位：トン、%）

年次	仕向先	H21		H22		H23		H24		H25	
		数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率
青果向	県外	166,256	83.8	155,590	83.6	154,544	83.4	146,107	82.9	151,500	83.6
	県内	32,106	16.2	30,460	16.4	30,815	16.6	30,230	17.1	29,816	16.4
合計		198,362	100	186,051	100	185,359	100	176,336	100	181,315	100

（資料）もうかるブランド推進課調べ

第10表 平成25年に県外から移入された主な野菜

（単位：トン、百万円、%）

品目	数量	市場取扱量に 対する比率	金額	備考
洋にんじん	4,544	50.7	611	北海道 2,120t
たまねぎ	4,018	82.1	408	北海道 3,133t
キャベツ	2,806	49.8	292	群馬 1,968t
ばれいしょ	3,431	96.8	395	北海道 2,538t
はくさい	1,606	41.7	144	長野 1,072t
すいか	1,199	75.6	246	山形 313t
かぼちゃ	1,086	78.1	144	
レタス	1,104	57.4	195	
ごぼう	507	83.9	87	
ピーマン	343	82.8	159	
さといも	80	45.3	25	
さやえんどう	14	26.7	15	
その他	7,522	40.1	6,473	
計	28,261	47.6	9,194	

（ロ）見通し

野菜作付面積は減少傾向にあるものの、一定の供給量は維持されると予想される。このような状況の中、流通の広域化、出荷の大都市市場集中化、消費の多様化・周年化等から、今後も県内において需要量を満たさない野菜中心に県外産地に依存する割合が高まるものと考えられる。

主な産地は、東部山間地域のみかん、すだち、阿讃東部のなし、かき、ぶどう、もも、剣山系周辺山間部のうめ、くり、県南部及び西部のゆずなどである。

平成25年産果実の主な仕向け先は販売量29,556tのうち、県外へ13,743t (46.5%)、県内へ8,840t (29.9%) が販売されている。

また、徳島中央卸売市場の年間取扱量18,562tのうち、県外から供給される果実は約53%に当たる9,872tである。主な品目はリンゴ、バナナ、オレンジ等で、移入先は諸外国や青森県等となっている。(第12表・第13表)

第12表 平成25年に県外から移入された果実 (単位：トン、百万円、%)

品目	数量	市場取扱量 に対する比	金額	備考
リンゴ	3,078	100	849	青森 2,307t
バナナ	1,325	100	203	外国 1,325t
オレンジ	485	100	106	外国 299t
みかん	335	8	629	和歌山 236t
グレープフルーツ	212	100	34	
レモン	179	99	46	
なし	64	5	20	
その他	4,128	53	1,624	
計	9,872	53	2,848	

(資料) 徳島市「徳島市中央卸売市場年報」

第13表 果実仕向け先販売数量の推移 (単位：トン、%)

年次	H21		H22		H23		H24		H25		
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	
生果 向	県内	16,160	47.9	10,971	46.3	13,511	49.4	12,754	46.9	13,743	46.5
	県外	9,943	29.5	7,397	31.2	8,394	30.7	8,583	31.5	8,840	29.9
加工向	7,622	22.6	5,346	22.5	5,438	19.9	5,871	21.6	6,970	23.6	
輸出向	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	33,724	100	23,714	100	27,343	100	27,208	100	29,556	100	

(資料) もうかるブランド推進課調べ

(ロ) 見通し

果樹園が立地している地域は山間部を中心に急傾斜地が多く、従事者の高齢化等により生産は減少傾向が続くものと考えられる。

現在、県外から移入されているリンゴ、バナナ等の果実は県内では生産できず、また、消費の多様化の進展などから、今後とも相当量の果実を県外に依存するものと考えられる。

③ 水産物

(イ) 現状

本県海域は、内海性の播磨灘、外洋と内海の両方の特性を有する紀伊水道及び外洋性の太平洋とそれぞれ異なった海況の漁場を有し、優れた漁場海況に恵まれ、多種多様の漁業が活発に営まれている。

平成25年の海面漁業総生産量は28,891tで、平成21年対比90%と減少している。

(第14表)

第14表 海面漁業種類別生産量及び生産金額

(単位：トン、百万円)

項目	H21		H22		H23		H24		H25		
	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額	
一般海面漁業	底びき網	2,685		2,383		2,668		2,351		2,473	
	まき網	1,157				651		503		247	
	敷網	0		0		0		0		0	
	刺網	299		279		328		272		257	
	釣	851		580		495		614		575	
	延縄	2,716		739		673		2,313		1,888	
	定置網	1,111		1,069		1,345		1,146		1,150	
	船びき網	3,714		4,006		4,645		5,506		4,806	
	採貝藻	456		496		508		616		749	
その他	1,098		2,902		2,975		1,743		1,107		
計	14,087		12,454		13,637		14,561		13,252		
浅海養殖業	魚類	4,360	3,100	4,462	3,346	3,976	4,642	4,482	4,651	3,922	3,911
	わかめ	5,957	709	6,442		6,842	753	6,832	752	6,453	723
	のり	6,125	1,291	5,090	696	4,971		4,315		3,722	
	種苗	1,487	1,094	1,486	1,078	1,210	834	933	600	1,155	890
	その他	129	76	147	1,277	98	1,272	121	1,147	387	958
計	18,058	6,270	17,627	6,397	17,097	7,501	16,683	7,150	15,639	6,482	
総計	32,145		30,081		30,734		31,244		28,891		

(資料) 農林水産統計年報

・空欄は未公表

平成25年産の県内・県外産地別市場流通量については、40,531tのうち県内産が13,277tで32.8%、県外産が27,253tで67.2%となっている。(第15表・16表)

第15表 主な魚種別漁獲量の推移 (単位：トン)

年度	イワシ類	サバ類	アジ類	マダイ	エビ類
H21	3,867	795	1,098	217	435
H22	4,052	511	748	193	409
H23	4,618	388	876	263	385
H24	5,469	339	761	237	368
H25	4,843	169	612	189	349

(資料) 農林水産統計年報

第16表 水産物の県内・県外産地別市場流通量 (単位：トン、%)

項目	H21		H22		H23		H24		H25		
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	
市場流通量	県内産	15,562	30.5	13,908	32.6	14,969	36.7	12,771	32.8	13,277	32.8
	県外産	35,420	69.5	28,798	67.4	25,787	63.3	26,223	67.2	27,253	67.2
	合計	50,982	100	42,705	100	40,756	100	38,994	100	40,531	100

(資料) 徳島市中央卸売市場年報

(ロ) 見通し

本県の海面漁業は、船びき網・底びき網・採貝藻・定置網等を主体として多種多様な漁業が営まれており、多品種少量生産の特徴を有している。

今後、漁業者の高齢化等により生産量の減少が想定され、相当量の水産物を県外に依存するものと見込まれる。

④花き

(イ) 現状

県内の花き栽培面積は、全体では平成21年の292haに対して平成25年では230ha(25年/21年 79%)で減少傾向となっている。

生産量についても、平成21年の51百万本に対し、平成25年の39百万本(25年/21年 76%)と減少している。平成25年における生産金額でも、平成21年度対比72%と減少している。(第17表)

なお、県内産地で生産される品目だけでは多様化している消費者のニーズを満たすことができないため、県外産地からも多く移入している。

第17表 花き栽培の推移

(単位：ha、百万本(鉢)、百万円)

年次	栽培面積					生産量	生産額	備考
	キク	球根切花	枝もの	その他	合計			
H21	15	24	120	133	292	51	5,332	
H22	15	24	121	107	267	41	4,657	
H23	14	24	116	109	263	42	4,326	
H24	9	24	112	104	249	40	3,850	
H25	8	23	104	95	230	39	3,855	
H25/H21	53	96	87	71	78	76	72	

(資料) もうかるブランド推進課調べ

(ロ) 見通し

今後県内の花き生産は、全体としては生産者の高齢化等で減少傾向と考えられる。また、需要品目や品種のニーズは多様化すると考えられ、海外を含めた県外産地からの移入は今後も続くものと思われる。

(3) 卸売市場流通量等の現状とその見通し

① 卸売市場数

本県における卸売市場は、中央卸売市場1、地方卸売市場9で、中央卸売市場は青果・水産の総合市場(青果2卸売業者、水産2卸売業者)、地方卸売市場については青果市場が5市場(5卸売業者)、水産市場が2市場(2卸売業者)、花き市場が2市場(2卸売業者)となっている。(第18表)

第18表 県内の卸売市場数

()内は卸売業者数

区分	総合[青果・水産]	青果単独	水産単独	花き単独	計
中央卸売市場	1(青果2、水産2)				1(4)
地方卸売市場		5(5)	2(2)	2(2)	9(9)
計	1(青果2、水産2)	5(5)	2(2)	2(2)	10(13)

(資料) もうかるブランド推進課調べ(平成28年4月1日時点)

② 県内卸売市場の取扱金額の推移

平成25年における県内卸売市場の取扱金額は、青果203億円（平成25年/21年100%）、水産216億円（同82%）、花き13億円（同119%）となっている。

水産は、需要の減少や市場取扱量の伸び悩みから取扱金額は減少傾向となっている。花きは、徐々に増加傾向となっている。（第19表）

第19表 県内卸売市場取扱い金額の推移 (単位：百万円、%)

区分	H元	H15	H21	H22	H23	H24	H25	H25/H21
青果	22,779	22,819	20,341	21,972	21,059	19,761	20,251	100
水産	34,955	33,767	26,310	23,737	21,902	20,626	21,571	82
花き	1,558	837	1,126	1,166	1,160	1,247	1,345	119

(資料) もうかるブランド推進課調べ

③ 卸売市場の経由率の推移

全国における市場経由率は、平成元年には、青果・花きでは80%、水産物では70%を越えていたが、流通チャンネルの多様化、取引形態の変化等により年々低下している。（第20表）

第20表 市場経由率の推移 (単位：%)

区分 年度	青果			水産物	花き
	野菜	果実			
H元	82.7	85.3	78.0	74.6	83.0
H21	64.6	75.5	47.1	58.0	85.1
H22	62.4	73.0	45.0	56.0	83.4
H23	60.0	70.2	42.9	55.7	84.4
H24	59.2	69.2	42.4	53.4	78.7
H25	—	—	—	—	—

(資料) 農林水産省総合食料局流通課調べ

平成25年度は平成28年6月に公表予定

④ 卸売市場流通量（取扱量）の推移

平成25年における市場流通量は野菜67,347t（平成25年／平成21年 93%）、果実22,070t（同79%）、水産物40,879t（同104%）、花き31,437千本鉢（同104%）となっている。果実・水産の取扱量は、減少傾向で推移したが、野菜・花きはほぼ横ばいで推移した。（第21表・第22表・第23表）

第21表 青果市場別取扱量の推移

(ア) 野菜

(単位：トン、%)

年度	市場経由量		供給卸売市場											
			徳島中央市場		鳴門地方市場		小松島地域		阿南地域		鴨島地域		脇町地域	
H21	72,735	100	64,485	89	1,456	2	4,021	6	829	1	1,329	2	615	1
H22	67,439	100	57,830	86	2,886	4	4,171	6	734	1	1,284	2	534	1
H23	68,370	100	58,920	86	2,763	4	3,992	6	916	1	1,228	2	551	1
H24	68,660	100	59,102	86	2,863	4	4,297	6	659	1	1,188	2	551	1
H25	67,347	100	57,744	86	2,603	4	4,469	7	703	1	1,216	2	612	1
H25/H21	93	—	90	—	179	—	114	—	85	—	91	—	100	—

(資料) もうかるブランド推進課調べ

(イ) 果実

(単位：トン、%)

年度	市場経由量		供給卸売市場											
			徳島中央市場		鳴門地方市場		小松島地域		阿南地域		鴨島地域		脇町地域	
H21	28,096	100	23,667	84	239	1	2,587	9	1,055	4	251	1	297	1
H22	26,031	100	21,867	84	643	2	2,686	10	398	2	180	1	257	1
H23	24,248	100	20,053	83	668	3	2,708	11	369	2	191	1	259	1
H24	23,657	100	19,247	81	686	3	2,856	12	390	2	219	1	259	1
H25	22,070	100	18,562	84	539	2	2,316	10	326	1	174	1	153	1
H25/H21	79	—	78	—	226	—	90	—	31	—	69	—	52	—

(資料) もうかるブランド推進課調べ

第22表 水産市場別取扱量の推移

(単位：トン、%)

年度	数量	金額	供給卸売市場(金額)							
			徳島中央市場		鳴門地方市場		阿南地方市場		池田地方市場	
H21	51,452	26,310	50,982	99	787	2	377	1	93	0
H22	43,218	23,747	42,705	99	—	—	430	1	83	0
H23	41,136	22,483	40,756	99	—	—	302	1	78	0
H24	39,415	21,003	38,994	99	—	—	354	1	67	0
H25	40,879	21,282	40,531	99	—	—	283	1	65	0
H25/H21	79	81	80	—	—	—	75	—	70	0

(資料) もうかるブランド推進課調べ

第23表 花き市場別取扱量の推移 (単位：千本鉢、百万円、%)

年度	区分	数量	金額
	H21	30,246	1,126
	H22	29,453	1,166
	H23	29,285	1,160
	H24	29,909	1,247
	H25	31,437	1,345
	H25/H21	104	119

(資料) もうかるブランド推進課調べ

⑤ 市場流通量の見通し

今後の本県卸売市場の生鮮食料品の流通については、人口の減少、高齢化の進行による需要量の減少、直売所の増加の影響等から、やや減少傾向で推移すると考えられる。花きにおいては、横ばいで推移すると考えられる(第24表)

第24表 品目別市場流通量の見通し

(ア) 野菜、果実

(単位：トン)

	野菜			果物		
	H25	H32	率	H25	H32	率
需要量(a)	80,403	78,899	97	38,817	36,198	93
市場流通量(b)	67,347	※62,633	93	22,070	※17,435	79
流通比率(b/a×100)	84	79	—	57	48	—

(イ) 水産物、花き

(単位：トン、千本鉢)

	水産物			花き		
	H25	H32	率	H25	H32	率
需要量(a)	38,370	33,958	89	46,467	※44,031	95
市場流通量(b)	40,879	※32,703	80	31,437	※32,694	103
流通比率(b/a×100)	107	96	—	68	74	—

(資料) もうかるブランド推進課調べ

- ・※は推計値。
- ・需要量は、食糧需給表の一人・1年あたり品目別消費量(kg/年)に徳島県人口を乗じて算出した。
- ・平成32年度市場流通量は、平成21年度から25年度と同様に推移すると仮定し、推計した。

2 品目別流通圏の設定

(1) 青果物

県内青果物の生産は、吉野川下流域でその大半を占め、県内各市場における取扱量の多くをこの地域から供給している。

また、県内において時期的に不足する野菜及び県内で生産されていない青果物等は、県外から中央市場へ入荷したものが県下一円に供給されている。

このような実態から青果物の流れは、徳島市周辺を中心として動いており、今後もこの傾向は変わらないものと予想される。

このことから、青果物については県下一円を流通圏とする。(第25表)

第25表 県内青果物流通圏

流通圏 (NO.)	流通圏人口	需要量		市場取扱量		他流通圏 重複地域	備 考
		H25	H32	H25	H32		
	千人	千人	千ト	千ト	千ト	千ト	
NO.1 徳島県	県下 一元	775	723	野菜 80 果実 38	※79 ※36	野菜 67 果実 22	※62 ※17

・※印の数値はもうかるブランド推進課推計

・供給比率：市場取扱量／需要量×100

(2) 水産物

水産物における流通圏は、生産状況、生産地からの供給事情の相違や市場流通事情の特異性からみて、現状では三つの流通圏に大別している。

徳島市を中心とする中央地域（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、名東郡、名西郡、勝浦郡、板野郡）は、県内人口の約75%が集中しており都市化が進んでいる地域である。また、徳島市中央卸売市場や県北部の地元市場の影響を特に強く受ける地域であることから、県中央流通圏として設定する。

阿南市を中心とする県南地域（阿南市、那賀郡、海部郡）は、漁業生産地であり、地元市場の影響を受ける地域であることから、県南地域流通圏として設定する。

三好市を中心とする県西地域（美馬市、美馬郡、三好市、三好郡）は、わずかな内水面漁業をのぞいて地元での漁業生産はなく準消費地である。また、立地上、高知県、香川県から水産物の供給をうける割合が比較的高く、県西地域流通圏として設定する。（第26表）

第26表 県内水産物流通圏

流通圏 (NO.)		流通圏人口		需要量		市場取扱量		他流通圏 重複地域	備 考
		H25 千人	H32 千人	H25 千ト	H32 千ト	H25 千ト	H32 千ト		
NO.1 県中央 地 域	徳 島 市 鳴 門 市 小松島市 板 野 郡 吉野川市 阿 波 市 勝 浦 郡 名 東 郡 名 西 郡	584	553	38	34	41	33	阿南市 那賀郡 海部郡 美馬市 美馬郡 三好市 三好郡 県南地域 県西地域	
NO.2 県 南 地 域	阿 南 市 那 賀 郡 海 部 郡	106	97					徳島市 県中央 地域	
NO.3 県 西 地 域	美 馬 市 美 馬 郡 三 好 市 三 好 郡	85	73					徳島市 県中央 地域	
計		775	723	41	33				

・※印の数値はもうかるブランド推進課推計

・供給比率：市場取扱量／需要量×100

(3) 花き

県内花きの流通実態は、県内に散在する花き産地から、徳島市内の大きな花き市場へ出荷されたものと、市場における品揃えを図る意味で県外の大手市場等から買付集荷されたものが徳島市を中心に県下各地へ供給されている。

近年、フラワービジネスへの新規参入等による市場外流通も増加傾向にあるが、今後も市場流通が中心の流通形態が続くものと考えられることから、県下一円を流通圏と設定する。(第27表)

第27表 県内花き流通圏

流通圏 (NO.)	流通圏人口	需要量		市場取扱量		他流通圏 重複地域	備考		
		H25	H32	H25	H32				
NO.1 徳島県	県下 一円	千人	千人	千本鉢	千本鉢	千本鉢	千本鉢		
		775	723	46,467	※44,031	31,437	32,694		

- ・※印の数値はもうかるブランド推進課推計
- ・供給比率：市場取扱量／需要量×100

3 卸売市場の配置計画

将来における人口の動き、流通量の見通し等を勘案し、卸売市場が生鮮食料品等を重視する食生活・食文化を支える地域の基幹的流通機構という役割を今後とも果たし、県内における生鮮食料品等の効率的・安定的な供給に貢献し得るよう、第10次卸売市場整備計画を踏まえて配置し、中央卸売市場と地方卸売市場の連携を進めながら両市場の機能強化を促進する。

このため、

- (1) 徳島市中央卸売市場については、本県における生鮮食料品の流通拠点として、経営展望の作成を進め、中央卸売市場整備計画に基づき交通体系や物流システムの変化に対応した機能を持つ施設について年次的に整備充実を図る。
- (2) 地方卸売市場については、民営を中心としてそれぞれの地域で独自の機能を果たしている実情を踏まえ、必要に応じて既存施設の充実を図ることとするが、地域における消費生活や小売形態の変化に対応し、卸売市場としての機能を十分に発揮するためには、関係事業者の経営改善と安定化が必要との観点から、引き続き統合整備を促す。
 - ① 鳴門市公設地方卸売市場については、鳴門市及びその周辺の流通拠点となるよう施設の充実整備を促進する。
 - ② 小松島市、阿南市の地方卸売市場については、当面はそれぞれの施設の充実整備を図りつつ、県南部における総合的な市場整備を促進する。
 - ③ 吉野川市、美馬市、三好市の地方卸売市場については、当面はそれぞれの施設の充実整備を図るが、経営安定を図るため、互いの連携強化を促していく。
 - ④ 花き地方卸売2市場については、設備の近代化及び投資の効率化、並びに量販店等への対応を強化するため、施設の充実整備を促進する。

卸売市場配置計画

位置	当該流通圏既存市場			整備方針			備考
	市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	
徳島市	徳島市	①徳島市中央卸売市場	中	施設の充実整備を図る	中	青果物 水産物	
		②地方卸売市場株式会社徳島花市場	民				
		③地方卸売市場徳島共進生花市市場	民				
鳴門市	鳴門市	④鳴門市公設地方卸売市場	公	施設の充実整備の促進	民	青果物	
小松島市	小松島市	⑤地方卸売市場小松島合同青果株式会社	民	それぞれの施設の充実整備を図りつつ、一体的な集合又は統合の促進	民	青果物 水産物	
		⑥株式会社阿南中央地方卸売市場 ⑦地方卸売市場株式会社橘水産魚市場	民				
吉野川市	吉野川市	⑧地方卸売市場鴨島青果株式会社	民	それぞれの施設の充実整備を図りつつ、一体的な集合又は統合の促進	民	青果物 水産物	
		⑨地方卸売市場脇町青果株式会社	民				
三好市	三好市	⑩地方卸売市場株式会社池田水産魚市場	民		民		

備考) 区分：中は中央卸売市場
 公は公設地方卸売市場
 民は民設地方卸売市場

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律再110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売り場施設、駐車施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設、衛生施設、
情報・事務処理施設、管理施設、加工処理施設、福利厚生施設、関連事業施設
以上の施設に付帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水場・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、国の「卸売市場整備基本方針」別記2に基づいて算定される規模を確保する。

(卸売市場整備基本方針 別記2)

卸売市場施設規模算定基準

1 売り場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台あたり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。
- (2) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (3) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。

- (4) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の整備・配置にあたっては、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (5) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (6) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理等の木質化を推進すること。また、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組むこと。
- (7) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (8) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ること。
- (9) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、生鮮EDI標準の導入及び電子タグ等の情報通信技術の活用、通い容器等の導入に積極的に取り組むこと。
- (10) 卸売市場の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。
- (11) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本的原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

- (1) 卸売市場の経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーンの構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。
- (3) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。
- (4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特に、卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。
- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。特に、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮EDI標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。

- (6) 卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。
- (7) 各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方法について十分な議論を行うこと。
- (9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、
- ① 原産地表示の徹底等による公正な取引の確保
 - ② 生鮮履歴情報等の適切な確認・伝達
 - ③ 食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実
 - ④ 生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保
- に取り組むこと。なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット搬送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方を取り入れた品質管理に努める。特に、水産物においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守する。

また、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で定められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、
 - ① 消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特製も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化。
 - ② 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテールサポート等の機能強化による実需者との連携強化に積極的に取り組むこと。
- (2) 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、商法受発信の取組を強化すること。

- (3) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。
- (4) 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる出荷体制の構築と、輸出先の法令で定められる衛生・品質管理に取り組むこと。
- (5) 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めること。
- (6) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (7) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

2 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。
その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築等による提携関係の強化を図ること。
- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。特に、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。さらに、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確率等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 卸売業者は、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

3 仲卸業者

- (1) 仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等の実態を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図るとともに、必要に応じて仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に取り組むこと。
- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。特に、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者間の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 情報処理機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等により、コストの削減を進めること。

第6 その他

以上のほか、卸売市場の運営等については次の事項に留意して行う。

1 情報化の推進

情報化は、取引の公開制を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図ること。

2 魅力ある職場づくり

最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりに努めること。

3 関連事業者の体質改善及び経営の活性化

関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実に努める上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

4 災害時の体制

災害時の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるように努めること。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組むこと。また、食の安全に係る事件、事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めること。

5 地域との関わり

市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効率的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者との協働にも配慮すること。

6 情報の公開

卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。